

～みんなが思い

# 描く魚住へ～

-2022 年度版-

自治会長お助け BOOK

Hand Book for

Self-government

Chairperson

魚住まちづくり協議会



イラスト

いわき市

はつらつ自治会・町内会

活動事例集より引用



# 目次

校区の自治会概要

p1

自治会×まちづくり協議会×明石市

p2

自治会とまちづくり協議会の協働

p3

まちづくり協議会が考える防災

p6

まちづくり協議会の組織図

p9

まちづくり協議会の広報

p10

自治会が活用できる助成金

p12

まちづくり協議会お出かけ講座

p19

各種相談窓口

p20

# 校区の自治会概要



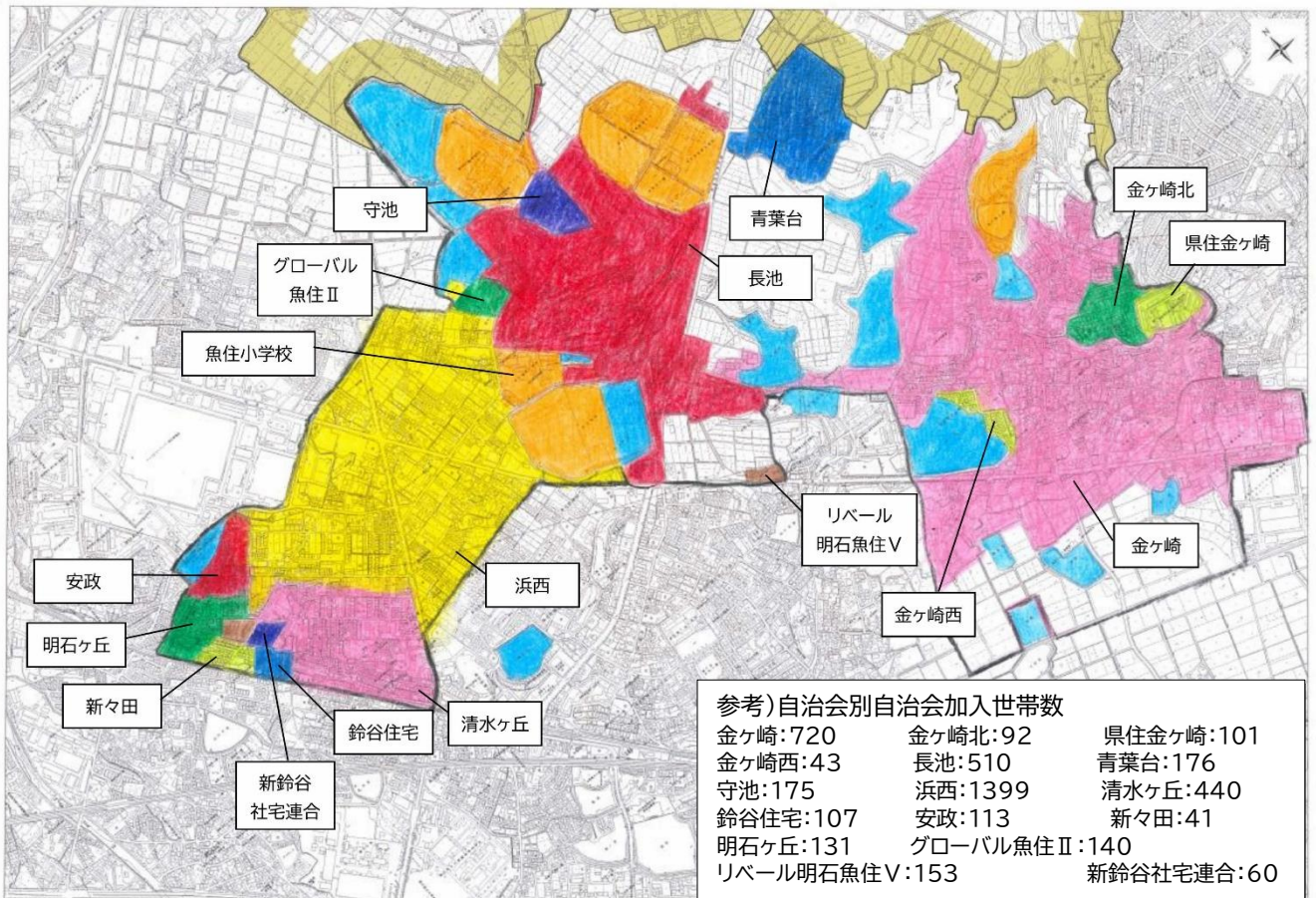
魚住は明石市の西部に位置し、長い歴史と文化が残る由緒ある地で、今もなお生活道路として使われる西国街道、金ヶ崎公園の自然豊かな地域であります。

校区は16の自治会で構成され、校区に住む人口は、12,684人(内:男性 6,1754人・女性 6,530人)、世帯は5,783世帯となっています。校区の面積は3,062km<sup>2</sup>と市内でも非常に大きな校区です。

ちなみに明石市の総人口は 304,838人(内:男性 147,037人・女性 157,801人)、世帯は141,305世帯となっています。(2022年4月1日現在:住民基本台帳より)

## 魚住小学校区にある16の自治会と位置

注)この地図は校区の自治会区分を表したもので正確な範囲を示すものではありません。



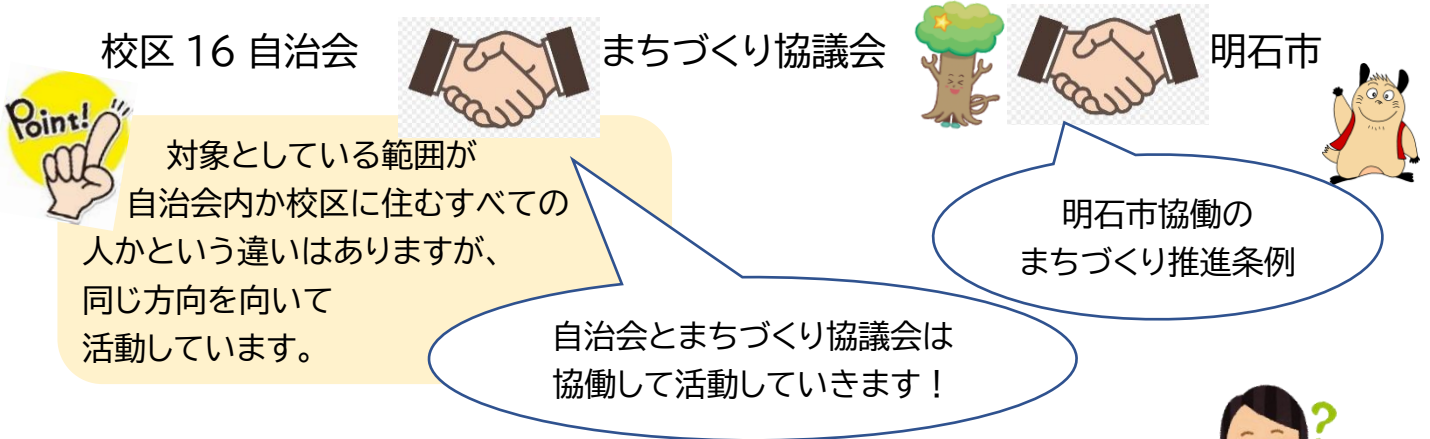
自治会加入世帯は16自治会の合計で4401世帯、校区の自治会加入率は76.1%となっています。(2022年 まちづくり協議会への申請分より計算)金ヶ崎

明石市全体としては自治会数479自治会、自治会加入率は約71%となっており、当校区は市の平均を5ポイント上回っています。(2020年4月現在)



# 自治会×まちづくり協議会×明石市

私たちが日ごろ行っている活動は以下のような図をもとに展開しています



## 自治会とまちづくり協議会では何が違うのか？

自治会は住民のみなさん(ある一定の区域内)から会費を納入して頂き、加入されている方々がお互いにつながりながらその地域を住みやすい場にしていく組織です。日頃の活動としては各イベント開催やゴミステーションの管理や集団回収、自治会だよりの発行、各種回覧物の配布などを行っています。

「向こう三軒両隣」の関係構築、安全で安心して暮らせる環境づくりやお互いを見守り、助け合い、支えあっていくためのとても大切な任意機関です。

### →対象は自治会に加入しているみなさん

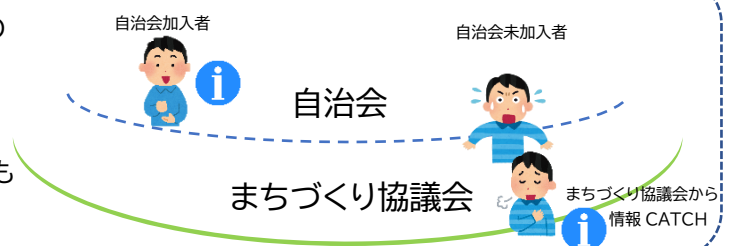
一方まちづくり協議会は自治会へ加入していない方(校区に住むすべての人)にも漏れなく、情報とサービスを発信(市政情報なども含め)する組織です。そのためにコミュニティ・センターを活動の場としています。(下記のイメージ図を参照に)校区にいつまでも愛着を持って住み続けるにはどうすればよいかを役員・自治会長・地域住民、学校園とも協力しながら検討して活動を展開しています。そのひとつとして地域住民全ての人を対象としたイベント、部会が開催する催し、誰にでもふりかかる恐れのある災害に備える防災訓練など幅広く活動を展開しています。

また、日常生活の中で困ったことなどがあれば、まちづくり協議会の会議などで自治会長等を通して報告し、お互いに意見を交わし、必要に応じては行政に伝えることも担っています。まちづくり協議会は地域をよりよく、郷土愛を持って暮らしていくことができるように、各自治会と協働してまちづくりを進めていくための組織です。

### →対象は校区に住むすべての人

#### イメージ図



自治会に加入している方に対しては回覧板等で情報や市の取り組みを発信できるが、自治会に加入されていない方は自治会からそれらの情報を得ることができない。そこで、まちづくり協議会が自治会に加入されていない方にもそれらの情報が行き渡るようにすることも役割です



## 自治会とまちづくり協議会の協働

自治会とまちづくり協議会が連携しながら取り組む活動内容を概略でまとめてあります。年間の取り組みと流れの参考にしてください。



月	開催時期	予定	詳細内容
4月		新旧自治会連絡会	定例の自治会連絡会に参加して頂き、引き継ぎもかねて、他自治会長との顔あわせを行う場
5月	第4日曜日	総会 地区民生・児童委員との顔あわせ	前年度の自治会長が議決権を持っている。 新年度の会長は出来るだけ参加し今後の活動に繋げて欲しい 自治会を担当する地区民生・児童委員とのつながりを持つ
6月		敬老会準備	敬老会の自治会から渡す記念品を決める (例年 500 円の山崎堂の菓子箱) 敬老会の記念品の費用に関しては各自治会よりご負担願います。
7月	上旬の日曜	防災訓練 	大きな訓練を実施することは難しいと思われるため、小さな単位で訓練を実施する方向で調整
8月		敬老会準備	自治会内の 75 歳以上の対象者の方の名簿がまち協に届くので各自治会で確認作業を行う 自治会で必要なお菓子の数を事務局に報告する
9月	敬老の日前後	敬老会 	まち協の3大行事のひとつ 対象者の方には事前に市から開催の案内ハガキが届く 当日は学校を起点に東回りと西回りの送迎用のバスを運行(事前申し込みが必要) 参加者の受付とお菓子の配布は各自治会で行う (お菓子は自治会で持ち帰って配付することも可能) 敬老会終了後対象者名簿はまち協に返却して頂く

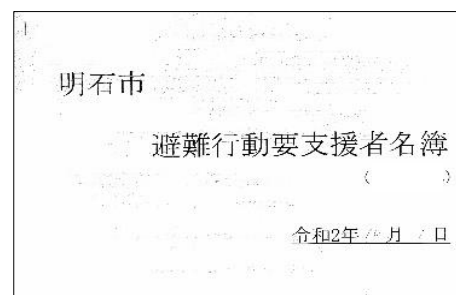
10月	第1 土曜日 前後	うおずみ祭り 	まち協の3大行事のひとつ まち協の協力団体を中心に模擬店を出店 自治会からは1名校門を中心に出入口の警備担当でスクールガードの方と立って頂く(前半、後半に分かれて90分程度ずつ) 自治会員の方にも広く参加を啓発して欲しい
11月		防災講座	市の防災を担当する部署の方に来て頂き、自治会でできる防災の取り組みのお話をして頂く
12月		人権講座	魚住東地区人権推進委員の方に来て頂き、地域の人権意識を高めるお話をして頂く
1月	第2 土曜日 前後	左義長 	まち協の3大行事のひとつ 特に自治会への依頼ごとはないが伝統行事なので自治会員の方にも広く参加を啓発して欲しい
2月		次年度自治会長・ 防災担当者名簿 配布	次年度の会長と防災担当者が決まり次第、事務局へ名簿の持参またはFAXにて提出する (最終締め切りは3月下旬まで)
3月	第2 日曜日	防災訓練 	7月に開催した訓練に引き続き自治会長と自治会の防災担当者に防災会議に参加してもらい、テーマに沿って訓練を行う

※新型コロナウイルスの感染状況によっては内容の変更や活動を取りやめる場合もあります。

### ～避難行動要支援者名簿の引き渡しについて～

毎年、夏から秋にかけて65歳以上の方で一人暮らしをされている避難行動要支援者名簿がまちづくり協議会の事務局に届きます。この名簿を希望される自治会さんにお渡しさせて頂きますので、防災活動を進めていく中でもひとつの参考として頂けたらと思っています。

昨年度分の名簿をお持ちの自治会は今年度分と交換させて頂きますので、前年度分はご返却ください。また、自治会長が新年度で交代する場合も名簿は新会長に引き継ぐようお願い致します。



～自治会連絡会の開催日について～

**基本毎月第4水曜日 魚住小コミセン1階会議室 18:30～20:00**

～配布物について～

文書	配布先	
まち協だより	全戸配布	
防災だより	全戸配布	各配布物に全戸配布や回覧、掲示物などの記載をさせて頂いております。
各種チラシ	全戸配布 or 回覧	
各種掲示物	掲示板数	

基本は自治会連絡会にて配布物をお渡しさせて頂きますが、会議以外でも配布物をお願いする場合がございます。そのような際はお電話もしくはメールにてご連絡させて頂きますので、恐れ入りますが、コミセンまでお越しく下さい。

なお、まちづくり協議会が主催・共催のチラシ類はホームページにおいて電子回覧を運用しております。

～分担金について～

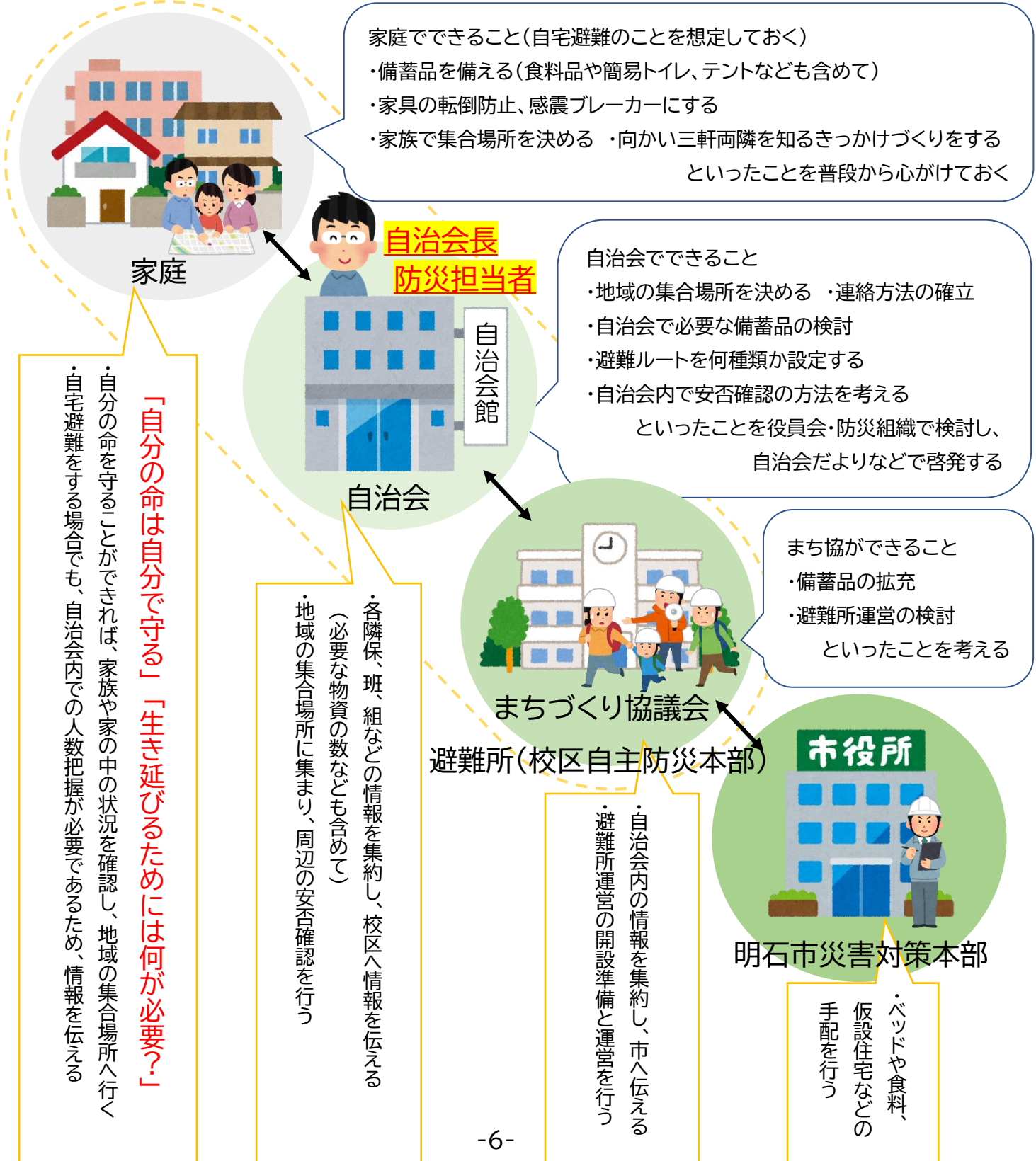
各種分担金名	金額	提出月
自治会分担金	世帯数に応じて	6月の自治会連絡会
地区人権教育研究協議会・ 地区青少年愛護協議会	世帯数×60円 (地人教:30円、地愛協:30円)	5月の自治会連絡会

※2022月年度現在



# まちづくり協議会が考える防災

まちづくり協議会では自治会と連携しながら、災害時にも対応できるようにしていくために、日頃から防災活動にも力を入れて取り組んでいます。図の右側(青色吹き出し)は災害が起こるまでにできること、左側(オレンジ色吹き出し)は災害時の対応についてまとめています。



## ○地区防災計画について

校区の防災活動において自助・共助・公助の連携は欠かすことのできない重要な要素です。そのようなことを踏まえ、校区の防災活動を地区防災計画として定め、活動を展開しています。

2020年1月に地区防災計画 vol.1 を発行した直後から新型コロナウイルスの感染が世界各国で広がりました。このようなことから、地区防災計画を再度見直し、避難所における感染症対策に関することも含めた内容で現在地区防災計画 vol.2 を発行しました。そして、2021年10月明石市防災会議にて市内で初めて認定されました。



自治会などで防災活動を進めるあたって、自治会役員のみならずで共有される場合などは必要部数を事務局までお申し出ください。(ただし、数に限りがございますので、ご希望に添えない場合もあります。あらかじめご了承ください。)

## ○平常時から備えられるツール

緊急時に対応するためには平常時からの備えが欠かせません。まちづくり協議会では、緊急時に活用できるツールとして「安否確認カード」、「緊急時持ち出し連絡ばん」、「防災マップ」を発行しています。

これらのものを活用してあらかじめ家族と話し合い、必要事項を記入しておくようにしましょう。

(下記を参照してください)

### 安否確認カード

表面



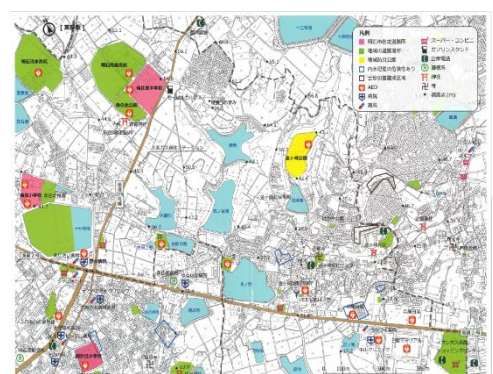
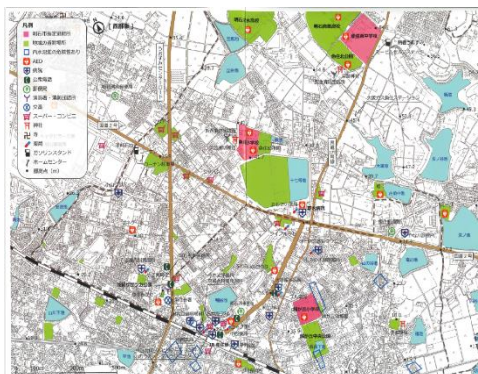
裏面

### 緊急時持ち出し連絡ばん

一般用

子ども用

### 防災マップ



西部

東部

この3点セット(安否確認カード・緊急時持ち出し連絡ばん・防災マップ)は、新規で自治会に加入された方には初回にすべてのセットを自治会長にお渡し致しますが、会員の方が紛失した場合における再交付は致しかねます。自治会として自治会分を発注される場合は事務局までご連絡ください。また、まちづくり協議会のホームページよりもダウンロード頂けますので、あわせてご利用ください。

(右記のQRコードより)



## ○自治会防災意識アンケート

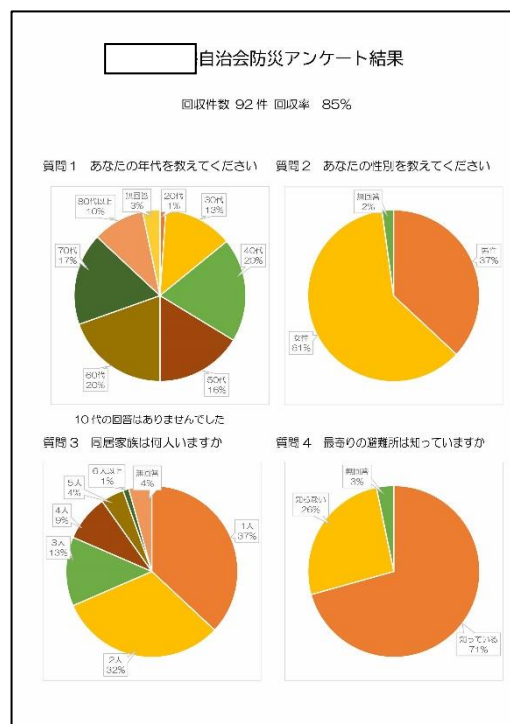
各自治会内の防災意識調査アンケートを行っています。2019年度は6自治会行い、新たな気づきを自治会長と一緒に共有しました。用紙はまちづくり協議会で準備し、集計は自治会と一緒にしています。

〇〇〇自治会防災意識アンケート

- あなたのことについて伺います
  - あなたの年代  
〔 10代・20代・30代・40代・50代・60代・70代・80代以上 〕
  - あなたの性別  
〔 男 ・ 女 〕
  - 専業主婦の人数  
〔 1人・2人・3人・4人・5人・6人以上 〕
- 避難について伺います。
  - 自宅から徒歩の避難所を知っていますか？  
〔 はい ・ いいえ 〕
  - 一時的な避難場所や、避難方法についてご家族で話し合ったことがありますか？  
〔 はい ・ いいえ 〕
  - 避難ルートを知っていますか？  
〔 はい ・ いいえ 〕
  - あなたの家族は自力で避難所の避難所まで避難できると思いますか？  
〔 はい ・ いいえ 〕
  - 防災で「いいえ」と答えた箇所にチェックします。避難できないと思う理由は何ですか？  
・避難場所を知らない ・避難場所が無い  
・自衛の必要は家族がいる ・その他( )
- 自治会の防災対策について伺います
  - 日頃、防災に関する情報を何で確認していますか？(情報収集のために使っているものすべてに○をつけてください)  
・防災ネットあかし ・緊急速報メール(エリアメール) ・テレビ ・ラジオ  
・インターネット ・スマートフォンアプリ ・SNS(フェイスブック・ツイッターなど)  
・新聞 ・自治会掲示板 ・その他( )

裏面にも質問があります

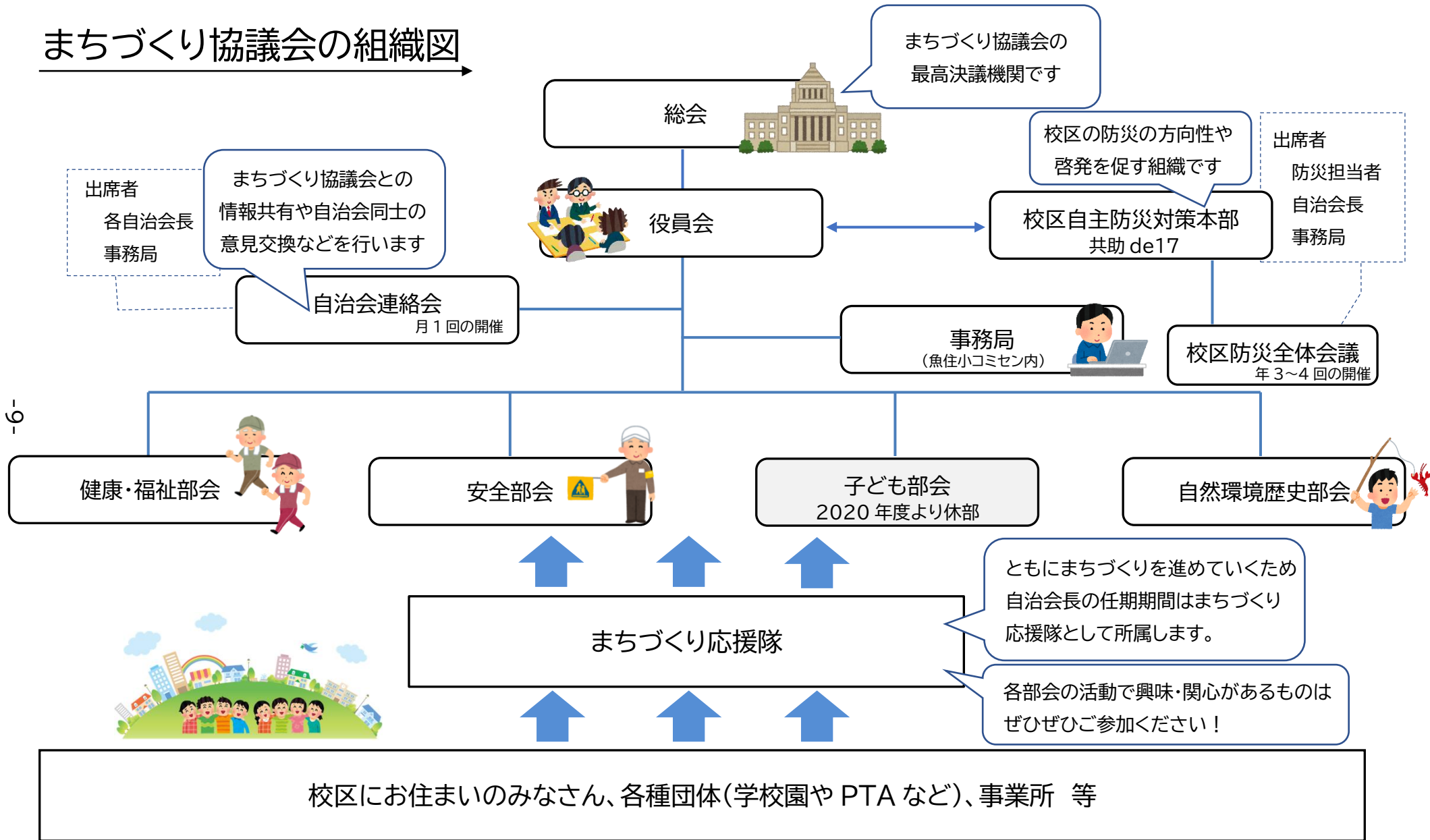
アンケート用紙



回答の集計表

これらのものを活用しながら自治会で必要なことを役員会や防災組織で話し合い、日頃から自助・共助に力を入れたまちづくりと一緒に取り組みたいと考えています。

# まちづくり協議会の組織図





## まちづくり協議会の広報

まちづくり協議会では地域のみなさまに広報紙、防災だより、ホームページや SNS から様々な情報を発信しています。魚住校区の情報をキャッチしてみませんか？

### 広報紙

まちづくり協議会に関する様々な情報を発信します！  
年 4 回を基本にフルカラーにて全戸発行させていただきます。

このような題字のものです→



### 防災だより

防災訓練や校区の防災情報に特化した内容で発信しています！

このような題字のものです→



### 公式 LINE



#### 掲載情報

毎週金曜日にまちづくり協議会のつぶやきエピソード配信中  
イベント情報も配信中  
まちづくり協議会への質問や校区の情報提供として、トークもできます！  
ぜひぜひ、ご活用下さい！



**LINE**  
公式アカウント

※(トークは職員側のみに表示され、全体へは配信されませんので、お気軽にご利用ください。)

### Twitter



フォローよろしくお願いたします！！  
ダイレクトメッセージをお送り頂いてもお返事できません。  
ご質問などは otoiawase@uozumimachikyō.com まで





ホームページ



魚住まちづくり協議会公式サイト

魚住まちづくり協議会

検索

<https://uozumimachikyo.com>



QRコードはこちらから！！



イベント情報

各種行事やイベントを掲載しています！！

どんな活動？

様々な活動をブログ形式で随時更新！！  
配布物や広報紙、各種資料もご覧頂けます！！

どんな組織？

まちづくり計画書や役員、事業計画などをご覧頂けます！！

どんな校区？

校区の特徴やくすのんの生い立ちなどをご覧頂けます！！

施設活動予定

コミセンの施設利用状況をご覧頂けます！！

お問い合わせ  
アクセス

まちづくり協議会に関するお問い合わせを受付けています！

様々な情報を発信して参ります！！

助成内容の変更がある場合があります。  
検討される場合、必ず魚住まち協か担当の  
市、県などに事前にご相談してください

## 自治会が活用できる助成金

自治会活動を円滑に進めていくために明石市や兵庫県、その他各種団体が自治会などに対する助成を行っています。主な助成内容や助成額については急遽変更されることがありますので、最新情報は各種団体のホームページや電話でご確認ください。 ※各種助成金の2020年度募集要項を参考に作成しております。

### 自治会の掲示板に関する支援

行政情報や地域の情報を掲示する掲示板に対する新規設置および補修に関する経費の一部を補助する事業です。

#### □要件

- ・設置および補修するにあたり設置場所を所有・管理する者の承諾を得て、自治会総会等で同意が得られていること
- ・掲示板には市の広報活動にも協力すること
- ・補修する場合は前回の助成から5年度以上経過していること

#### □助成金額

設置総額の2分の1以内 助成限度は20万円

#### □募集・応募方法

6月下旬の自治会便で照会 希望する自治会は8月上旬までに申請 ※年度内に助成が決定します。



### 放送設備に関する支援

自治会内への連絡や災害時などによる緊急連絡を行うために放送設備の新設および補修に関する経費の一部を補助する事業です。

#### □要件

- ・新設および補修することを自治会総会等で同意が得られていること
- ・放送設備で市の広報活動にも協力すること

#### □助成金額

- ・新設の場合 設置総額の3分の1以内 助成限度は80万円
- ・補修の場合 補修総額の3分の1以内 助成限度は40万円

#### □募集・応募方法

8月下旬までの自治会便で照会 希望する自治会は9月下旬までに申請  
※翌年度に助成が決定します。 ※助成が決定した際には遵守事項があります。



## 集会施設に関する支援

住民の会合や集いの場をつくるため、集会施設の新築、改修、増築、修繕に関する経費の一部を補助する事業です。

### □要件

- ・新築、改修、増築、修繕することを自治会総会等で同意が得られていること
- ・新築後 10 年度経過または改修工事実施後 5 年度以上経過していること  
(以下のような事項の場合は上記期間が経過していなくとも助成の対象になります)
- ・天災、不可抗力による事故で、既存の集会施設が使用できなくなった場合
- ・雨漏り、シロアリ被害により、集会施設の維持管理上、整備が必要となった場合
- ・新たに下水処理区域に指定され、排水施設等の工事が必要となった場合
- ・関係法令の施行に伴い、施設の整備が必要となった場合

### □助成金額

- ・新築の場合 新築総額の 3 分の1以内 助成限度は 800 万円
- ・改修の場合 改修総額の 3 分の1以内 助成限度は 400 万円

### □募集・応募方法

8 月下旬までの自治会便で照会 希望する自治会は 9 月下旬までに申請  
※翌年度に助成が決定します。 ※助成が決定した際には遵守事項があります。

## 集会施設の用地に関する支援

住民の会合や集いの場をつくるため、集会施設の用地取得に関する経費の一部を補助する事業です。

### □要件

- ・集会施設の建築用地を有償で取得する場合
- ・用地取得ならびに集会施設の建設に関して、自治会総会等で同意が得られていること
- ・私権の設定など特別な義務は、その所有者にこれを消滅させるなどの必要な措置がなされていること

### □助成金額

用地取得の 3 分の1以内 助成限度は 1,000 万円

### □募集・応募方法

8 月下旬までの自治会便で照会 希望する自治会は 9 月下旬までに申請  
※翌年度に助成が決定します。 ※助成が決定した際には遵守事項があります。



## 自主防災組織に関する支援

災害時にお互いが協力して助け合うことができるように「自主防災組織」に対して防災資機材を支給する事業です。

### □要件

100 世帯以上である自治会等



### □内容

災害時の初期活動のためにハンマーやバールなどの防災資機材を配布する  
配布は1回限りで、資機材の内容は組織の世帯数などによって異なる  
機材の交換や点検は自治会で行う必要がありますが、資機材の使い方などについては最寄りの消防署へ連絡すると対応して頂ける

以上 5 件の助成についてのお問い合わせは明石市役所コミュニティ・生涯学習課まで

☎078-918-5004 メール [communit@city.akashi.lg.jp](mailto:communit@city.akashi.lg.jp)

詳しくは「明石市自治会補助金」にてご検索ください。

QR コードはこちらから→



また、その他の団体でも以下のような助成を行っています。

## 飼い主のいない猫去勢・不妊手術補助事業

飼い主のいない猫によるふん害で困る住民や自治会が、飼い主のいない猫に去勢・不妊手術を行う場合にかかる費用の一部経費を助成する事業です。

### □助成対象団体

自治会・地域住民

### □助成金額

オスネコ 助成限度は 5,000 円

メスネコ 助成限度は 10,000 円

※個人での申請は年間 5 匹まで 自治会での申請は年間 20 匹まで

### □募集・応募方法

4 月上旬～助成金が満額に達した時点での終了



### □お問い合わせ

明石市役所 あかし動物センター ☎078-918-5797

メール [animal@city.akashi.lg.jp](mailto:animal@city.akashi.lg.jp)

## 合理的配慮の支援を提供する助成事業

障害のある人もない人も安心して暮らせる共生のまちづくりを推進していくため、必要な合理的配慮を提供するための費用を助成する事業です。

### □助成対象団体

自治会などの地域団体

### □助成内容と金額

- ・コミュニケーションツールの作成費（上限額 5 万円までは全額助成）
- ・物品の購入費(上限額 10 万円までは全額助成)
- ・工事の施工費(上限額 20 万円までは全額助成)



### □募集・応募方法

募集は随時

応募法補は各種団体が実施したい合理的配慮に関する内容を市に相談し、助成制度を利用する

### □お問い合わせ

明石市役所 障害福祉課 障害者施策担当 ☎078-918-5142

メール shoufuku@city.akashi.lg.jp

変更

## 兵庫県防犯カメラ設置補助事業

防犯予防を目的として、公道等に常設する、映像の撮影、記録を有する機器および防犯カメラを設置を明示する標識の購入や設置工事に関する経費を補助する事業です。

### □助成対象団体

自治会・まちづくり防犯グループなど

### □助成金額

1 箇所につき6万円（県下で年間数の制限あり）を補助する

### □募集・応募方法

4 月 18 日～6 月 30 日必着

### □お問い合わせ連絡先

明石警察所生活安全第一課 竹村係長

\* 質問並びに申請については事前に相談のこと

〒673-0025

明石市田町 2 丁目 10 番 10 号

電話:078-922-0110 内線 266





## 県民交流バス(旧 走る県民教室)

県立施設等を見学する際にバスを借り上げるためのバスの借り上げ経費を補助する事業です。  
参加者が20名以上の場合に活用できます。

### □助成対象団体

自治会・町内会・婦人会・高齢クラブ・子ども会などの地域団体

### □助成金額

- ・日帰りコース 25,000 円/台
- ・宿泊コース 50,000 円/台



※バスの借り上げ料金が助成金額を下回る場合は、そのバスの借り上げ料金を上限とする  
※消費税、通行料、ガイド料に対する助成はありません。

### □募集・応募方法

	募集時期	見学実施日
第1期	取り止め	取り止め
第2期	令和4年5月16日(土)～6月3日(土)	令和4年7月1日(金)～9月30日(金)
第3期	令和4年8月15日(月)～9月2日(金)	令和4年10月1日(土)～12月31日(土)
第4期	令和4年11月7日(月)～11月25日(金)	令和5年1月1日(日)～3月31日(金)

### □お問い合わせ

兵庫県東播磨県民局総務企画室総務防災課 ☎079-421-9260

メール hharimasom@pref.hyogo.lg.jp

※明石市内の施設見学に関する送迎バスは明石市役所市民相談室へお問い合わせください。

## 明石市社会福祉協議会公募配分事業

市内で地域福祉活動や備品購入・資機材製作などに対して、善意銀行、赤い羽根共同募金から費用の一部を助成する事業です。

### □助成対象団体

明石市内を活動場所とし、1年以上活動実績があり、地域に貢献しているボランティア団体・自治会・福祉活動団体などで、市からの補助金などが50万円未満の団体。(実費弁償除く。)

※この他にも助成対象要件が課せられております。詳しくは募集要項をご確認ください。



募集・応募方法

11月頃の自治会便でお知らせ

お問い合わせ

明石市社会福祉協議会 ☎078-924-9105

### 明石市社会福祉協議会サロン活動助成事業

市内を活動拠点とし地域から孤立しがちな地域住民と協働したミニケアサロンまたはふれあいサロンの開催(月1回以上)に係わる経費の一部を助成する事業です。

助成対象団体

市内の地域住民5人以上で構成される団体で



要件

- ・身近な地域の公民館・集会所・民家の空きスペースなどを活用したもの
- ・地域の見守り活動のひとつとして地域住民が主体的に活動を行うもの
- ・参加者同士の情報交換をはじめとした交流・閉じこもり防止・生きがいづくりを目的としたもの

※これらの助成金をすでに受けている団体は本助成を受けることができません

- ・シニア活動応援事業補助金
- ・認知症カフェ助成金
- ・市民活動サポート事業補助金
- ・こども基金助成金
- ・こども食堂運営助成金

助成金額

サロン1箇所に対し助成限度は3万円まで

募集・応募方法

4月中旬～5月中旬までに補助金認定申請書を提出

お問い合わせ

明石市社会福祉協議会 ☎078-924-9105

変更

### ひょうご安全の日推進事業(自主防災組織強化支援事業)

「ひょうご防災推進条例」に基づき、県民のみなさんによる日々の生活の中で防災・減災に取り組む中で費用の一部経費を助成する事業です。

助成対象団体

自主防災組織

助成事業対象

防災訓練を実施する中で下記の項目に該当する訓練を展開していること

- ・避難行動要支援対応を含む避難訓練
- ・避難所自主運営マニュアルまたはそれと同等の訓練計画による避難所運営訓練
- ・その他特色ある訓練

□助成金額

1 団体あたり助成限度は 32 万円まで

※備品購入は対象経費の 3 分の 2 の範囲とし助成限度 20 万円まで

□募集・応募方法

事業開始月の 2 か月前の 20 日まで（2022 年 4 月～2023 年 3 月）

応募用紙は各市町村まで 明石市は明石市役所 消防局予防課まで ☎078-918-5948

メール yobou@city.akashi.lg.jp

□お問い合わせ

ひょうご安全の日推進事業事務局 ☎078-362-9819

※助成金を検討されている場合は事前に消防局までご連絡をお願い致します。



ひょうご安全の日推進事業(実践活動事業)

「ひょうご防災推進条例」に基づき、県民のみなさんによる日々の生活の中で防災・減災に取り組む中での費用の一部経費を助成する事業です。

□助成対象団体

自主防災組織・自治会・マンション管理組合・まちづくり協議会等

□助成事業対象

- ・防災訓練・防災学習
- ・「マイ避難カード」の作成に係わるワークショップ、避難訓練等
- ・避難行動要支援者の個別支援計画の策定
- ・地区防災計画の策定
- ・避難所自主運営マニュアルの策定

□助成金額

1 団体あたり 2 万円～30 万円まで

□募集・応募方法

事業開始月の 1 か月前の 5 日まで（2021 年 4 月～2022 年 3 月）

応募用紙は各市町村まで 明石市は明石市役所 消防局予防課まで ☎078-918-5948

メール yobou@city.akashi.lg.jp

□お問い合わせ

ひょうご安全の日推進事業事務局 ☎078-362-9984

※助成金を検討されている場合は事前に消防局までご連絡をお願い致します。



最新情報は各団体のホームページまたはお電話にてお問い合わせください。

また、この他の助成金情報は「明石市助成金情報」にてご検索ください。

## まちづくり協議会お出かけ講座

QRコードはこちらから→



テーマ	疑問・内容
<p>まちづくり協議会って何をしているの？</p> 	<ul style="list-style-type: none"><li>・まちづくり協議会はどんな人がどんなことをしているのか？</li><li>・自分たちの生活にどうかかわっているのか？</li><li>・自治会との違いは？</li><li>・自治会の会員の皆さんになんて説明したらいいかわからない。</li></ul> <p>こんな疑問があれば、まちづくり協議会から自治会へお話に寄せていただきます。</p>
<p>防災について</p> 	<ul style="list-style-type: none"><li>・防災ってどんなことから始めたらいいの？</li><li>・自分たちでできる防災って何があるの？</li><li>・避難所にはどういうときにいけばいいの？</li><li>・備蓄品は何を用意すればいいの？</li><li>・自宅避難するのに必要な物は何？</li><li>・自宅避難したときにどうやって自分の居場所を知ってもらえるの？</li></ul>
<p>くすのん 着ぐるみ</p> 	<p>・自治会のイベントなどにおいて くすのんの着ぐるみの貸出を致します！！ お気軽にお申し付けください</p>
<p>えすでいじーず SDGs(持続可能な開発目標) って何？</p> 	<ul style="list-style-type: none"><li>・SDGsって何？</li><li>・身近にあるSDGsってどんなものがあるの？</li><li>・自分たちはなにをすればいいの？</li></ul>
<p>このテーマ以外にもご要望がございましたら、お気軽にまちづくり協議会事務局までお問い合わせください TEL/FAX 078-202-6495</p>	

最新情報は各団体のホームページまたはお電話にてお問い合わせください。  
また、この他の助成金情報は「明石市助成金情報」にてご検索ください。

## 各種相談窓口

日常の自治会活動を行う中で相談や質問をしたいけど、どこに言えばよいのかわからないといったこともあるかと思います。そういった際の相談窓口を一覧表にしてみましたので、どうぞご活用ください。

相談内容	お問い合わせ先	
自治会活動全般に関すること	明石市役所 コミュニティ・生涯学習課 ☎078-918-5004 メール: communit@city.akashi.lg.jp	
ポイ捨て・飼い犬等のふん害防止に関すること(看板なども含む)	明石市役所 環境保全課 ☎078-918-5030 メール: kankyo-hozen@city.akashi.lg.jp	
ごみの収集に関すること ごみの不法投棄に関すること 動物の死骸に関すること (飼い主の不明なものに限る)	明石市役所 収集事業課 ☎078-918-5780 メール: shuushuu-j@city.akashi.lg.jp	
交通安全施設の維持および管理に関すること (街路灯・カーブミラーなど)	明石市役所 道路整備課 ☎078-918-5033・5034 メール: dousei@city.akashi.lg.jp	
福祉(子どもから高齢者まで)に関すること	うおずみ総合支援センター (事務所は魚住市民センター内) ☎078-948-5081	
防災指導・訓練に関すること	明石市消防署本部 ☎078-921-0119 魚住分署 大久保分署 ☎078-948-0119 ☎078-934-0119	
日常生活の消費生活に関すること	あかし消費生活センター (事務所はアスパシア明石北館7階) ☎078-912-0999	
人権に関すること	明石市役所 人権推進課 ☎078-918-5058 メール: jinken@city.akashi.lg.jp	
市政に関する要望や陳述、市民相談に関すること	明石市役所 市民相談室 ☎078-918-5050 メール: soudan@city.akashi.lg.jp	





校区のまちづくりに関すること全般

魚住まちづくり協議会

☎078-202-6495

メール: [otoiawase@uozumimachikyo.com](mailto:otoiawase@uozumimachikyo.com)

発行・編集

2022年4月

魚住まちづくり協議会 事務局

〒674-0074

明石市魚住町清水 570(魚住小学校コミセン内)

TEL・FAX 078-202-6495